

令和 8 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 1 号

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 報告第 1 号 令和 7 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2 号 令和 7 年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3 号 令和 7 年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第 3 2 号 令和 8 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 11 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 13 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 14 同意第 4 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 15 同意第 5 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 16 同意第 6 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 17 同意第 7 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 18 同意第 8 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 19 同意第 9 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 20 同意第 10 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 21 同意第 11 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 22 同意第 12 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 23 同意第 13 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 24 同意第 14 号 玉村町農業委員会の委員の任命について
- 日程第 25 同意第 15 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	環境安全課長	齋 藤 智 彦 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	加賀美 博 隆 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	金 子 英 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	爲 谷 麻 友		

○議長挨拶

◇議長（新井賢次君） 着席願います。おはようございます。

令和8年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和8年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。

○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（新井賢次君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

◇議長（新井賢次君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査・検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容はお手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（新井賢次君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番浅見武志議員、1番川端悟議員の両名を指名いたします。

○日程第３ 会期の決定

◇議長（新井賢次君） 日程第３、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る５月２５日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 報告申し上げます。

令和８年玉村町議会第２回定例会が開催されるに当たり、去る５月２５日午前９時より役場４階会議室におきまして議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から６月１２日までの１２日間といたします。

今定例会には、陳情１件、町長から提案される議案は、報告が３件、補正予算及び工事請負契約に関する議案等が４件、同意が１３件の計２０議案を予定しております。

概要につきましては、日程１日目の本日は、まず各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、陳情１件の付託を行います。

次に、町長より報告第１号から報告第３号の３件について、一括して報告があります。

次に、補正予算に関する議案第３２号につきまして提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、工事請負契約に関する議案第３３号から議案第３５号までの３議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、人事案件として同意第３号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、同意第４号から同意第１５号までの玉村町農業委員会の委員の任命についての１２議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

日程２日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は３人です。

日程３日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は３人です。

日程４日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は３人です。

日程５日目は、午前９時開議、一般質問を行います。質問者は１人です。

日程６日目及び７日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程８日目は、午前９時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程９日目は、午前９時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程１０日目及び１１日目は、事務整理のため休会といたします。

日程１２日目は最終日とし、午前１１時から議会運営委員会が開催され、午後１時３０分から全員

協議会が開催されます。

その後、本会議を午後２時半に開議し、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から、開会中の所管事務調査の報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行います。

最後に、議員派遣の申出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和８年玉村町議会第２回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から６月１２日までの１２日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月１２日までの１２日間とすることに決定いたしました。



○日程第４ 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（新井賢次君） 日程第４、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

堀越真由子総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 堀越真由子君登壇〕

◇総務経済常任委員長（堀越真由子君） 総務経済常任委員会所管事務調査報告。

本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第７７条の規定により報告します。

日時、令和８年５月２１日午前９時から午前１０時１０分。

場所、全員協議会室。

本委員会は５月２１日、委員全員参加の下、所管する都市建設課の当面の課題について調査しましたので、報告します。

調査項目、町営住宅の現状と課題について。町営住宅の現状について、担当課から以下のような報告がありました。詳細については、お手元の資料を御覧ください。

町営住宅の今後の課題について。建物、設備の老朽化による修繕費と補修工事費の増加。現在の町営住宅は、建築から６０年以上経過しているものもあり、一番新しい八幡第二団地でも約２７年を経過しており、建物や様々な設備に不具合が発生している状況である。

そのことにより、考察。今回、町営住宅について現状と課題について調査を行った。都市建設課から、町営住宅の現状や課題について説明を受けた。委員からは、町営住宅は建設から４０年、５０年

が経過し、老朽化が進んでおり、維持管理や改築に多額の費用が必要となっていること、また二、三十年前のような入居待機者がいる状況から大きく変化しているとの意見がありました。団地の統合や再編、町営住宅の必要性そのものを見直す必要があり、人口減少社会を見据え、町営住宅を新築、管理していく従来型だけではなく、民間アパートの活用なども含めた経営計画を検討するべきとの意見などがありました。各委員の意見はここにまとめてありますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

以上、所管事務調査といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終了いたします。

次に、民生文教常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

松本幸喜民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 松本幸喜君登壇〕

◇民生文教常任委員長（松本幸喜君） 民生文教常任委員会の所管事務調査報告を行いたいと思います。

本委員会の所管事務調査の結果を、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和8年5月22日、午前9時から午前11時まで行いました。

本委員会は、5月22日、委員参加の下、所管する健康福祉課の当面の課題について調査を行いました。

お手元の資料を見ていただきたいと思います。過去10年間の増加率、障害は3障害で、身体障害者、知的障害者、精神障害者とありますが、これらの10年間の増加数549人と、4月1日現在では2,036人を対象として取り組まれております。

各サービスについては、訪問系サービス、日中活動系サービス数、居住系サービス、障害児通所系サービスと多岐にわたっております。詳しくは、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

考察に移ります。今回、障がい者福祉の現状と課題について調査を行った。健康福祉課から、身体、知的、精神障害者の現状及び福祉サービスの利用状況について説明を受けた。特に障がい者の高齢化に伴う介護保険制度との連携強化、就労支援に特化した事業所の整備、さらに精神障害者数が過去10年間で2.23倍となる407人まで増加している現状への対応が、今後の重要な課題として示された。

その後、玉村町障害者福祉センターたんぽぽと地域活動支援センターを視察した。

委員からは、障がい者数の増加に対する社会全体での支援体制の必要性、親亡き後を見据えた生活支援の充実、さらには通所していない障がい者への支援の在り方などについて意見が出された。

当委員会としては、福祉サービス及び就労支援体制のさらなる充実を図るとともに、障がいのある方が地域社会の中で安心して暮らし、積極的に社会参加できる環境整備に引き続き取り組むよう求める。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



○日程第5 陳情の付託

◇議長（新井賢次君） 日程第5、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり、関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

令和8年6月1日

玉村町議会第2回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
1	8. 5. 20	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）のリスクの周知徹底を求める陳情書	群馬県佐波郡玉村町五料 〇〇〇 群馬県有志の会 代表 武井 俊樹	民生文教 常任委員会



○日程第6 報告第1号 令和7年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第7 報告第2号 令和7年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○日程第8 報告第3号 令和7年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

◇議長（新井賢次君） 日程第6、報告第1号 令和7年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第8、報告第3号 令和7年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより3件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和８年玉村町議会第２回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さて、本日より、議員各位のご理解を賜り、国の重点支援地方交付金を活用して進めてまいりました、町民１人当たり１万円分の「たまむら地域商品券」の利用を開始いたします。本事業は、物価高騰に直面する町民の皆様の生活負担の軽減を図るとともに、町内店舗における消費を喚起し、地域経済の循環と活性化の促進を目的とするものであります。利用期間は、本日から９月３０日までの４か月間であり、現在町内の多くの店舗でご利用いただけるほか、引き続き取扱店舗の募集を継続しております。議員各位並びに町民の皆様におかれましては、地域経済の活性化に向け、本事業の積極的なご活用と格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は本日より開会し、６月１２日までの１２日間、２０議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では１０人の議員から町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げ、説明に入らせていただきます。

報告第１号 令和７年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第２１３条第１項の規定に基づき、令和７年度補正予算で繰越明許費を設定した事業について、令和８年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、物価高騰対応お買い物等支援事業をはじめ、中央分団詰所建設事業、学校施設環境改善事業（芝根小学校トイレ改修）、農業水路等長寿命化・防災減災事業、町道１０３号線道路改良事業など計１２事業で、繰越総額は６億６，７５８万１，１３０円でございます。

次に、報告第２号 令和７年度玉村町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第２２０条第３項の規定に基づき、令和８年度へ繰り越した事業費並びにその財源について、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、令和６年度からの明許繰越事業である烏川大橋大規模改修事業において、負担金の対象となる藤岡市の工事が施工上の不測の事態により工法を変更し、工事完了が令和８年度末となったもので、繰越額は７５１万２，０００円でございます。

次に、報告第３号 令和７年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、令和７年度から令和８年度へ繰り越した事業について、同法第２６条第３項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、資本的支出における浄水場更新事業の土地購入費であり、繰越額は１億円で、財源の全てが企業債でございます。

以上、報告申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で報告を終了いたします。



○日程第 9 議案第 32 号 令和 8 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

◇議長（新井賢次君） 日程第 9、議案第 32 号 令和 8 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 32 号 令和 8 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 4,012 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 146 億 9,012 万 4,000 円とするものでございます。

初めに、歳出の主な補正内容でございますが、まず総務費では、旧第 2 分団詰所の利活用に伴う水道加入金等を計上するほか、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び自治総合センターコミュニティ助成事業において、中樋越区及び飯倉区が事業採択となりましたので、それぞれ助成費用を計上しております。

次に、民生費では、障害福祉システムにおいて令和 8 年度報酬改定に伴うシステム改修を実施するほか、民間保育所等整備補助事業においては、国の補助基準額が改定されたことに伴い、国及び町の補助額が増額となるものでございます。

次に、衛生費では、新型コロナウイルス予防接種に係る健康被害救済給付金について、令和 7 年度に申請予定だったものが令和 8 年度の申請となったため、前年度分の国庫負担金を返還し、今年度新たに給付金を計上するものであります。

次に、農林水産業費では、当初予算にて計上した野菜花き振興事業について、市場価格の高騰に伴う予算の不足分を追加するほか、地域農業構造転換支援事業については、認定事業者の耕作機械等の購入が国の補助対象となる見込みであるため予算を計上するものであります。

次に、土木費では、当初予算で計上している北部公園の変電施設改修工事について、予算の不足が見込まれるため増額するほか、教育費では、寄附を活用した部活動備品等の購入や、不具合が生じている重田家住宅別館の石油タンクの更新に係る費用を計上いたしました。

次に、歳入でございますが、今回の補正に伴う財源といたしまして、各事業の執行に伴う国・県支出金をはじめ、寄附金、繰入金、諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

7 番羽鳥光博議員。

〔7 番 羽鳥光博君発言〕

◇7 番（羽鳥光博君） 質問させていただきます。26 ページの農林水産業費の農業振興費の中の地域農業構造転換支援事業についてお聞きいたします。

国の内示等を今後予定されることかと思いますが、財源は国・県支出金ですから、国もしくは県、あと町の一般財源を使った農業機械等の購入費なのでは、6 月議会の今日この議会で出すには、今後の購入費の支出まで間に合うのでしょうか。補助金の精算確定までの日程からして、本議会における今後のスケジュールを教えてください。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

こちらの構造転換支援事業の補助金につきましては、国と町のほうで補助金を出して農業者の経営構造の転換、それから拡大について支援するものでございます。補助率としますと、国が30%、町が10%ということで補助金を交付するものでございます。

こちらにつきましては、当初補助採択要件としまして、経営拡大のみの要件しかございませんでした。内容的には、経営面積の3割、または4ヘクタール以上拡大する事業に直結する機械、機器の購入については補助対象となっていたのですが、新たに構造転換メニューとしまして、付加価値の1割以上の拡大、それから労働生産性の3%以上の向上を図る機械器具の購入も補助対象にしようということで、新たに要件が加わったことによりまして、経営体のほうからこちらの補助の要望がしやすくなったという環境でございます。

スケジュールですが、こちらは国の補正予算が12月に組まれまして、その後今年の2月に国から自治体のほうに補助要望調査がございました。その後に、今回の6月補正で補正予算可決後に、今度は国、県に担い手から申請書を提出しまして、国、それから都道府県、市町村による審査で最終的な交付決定が決まる形になります。

今後の、いつぐらいにこういった手続というところまでは、国からまだ示されていないということで、今回の補正予算で組まれた後に、また国、県と補助金の作成につきまして相談していく形になります。ただ、こちらの補助要件につきましては、ある程度国で定められた要件のほか、自主財源としまして大体の方が制度融資等、融資によって資金を工面する状況がございまして、その融資採択にも左右されるということもございますので、今後その辺も含めまして、申請者、それから国、県と調整していくような形になるかと思えます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7 番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） では、国の補助採択の見込みがあるということで、補正予算を計上したということなのですけれども、今年の3月の議会の当初予算では、やはり国の補助事業であります、あぜ道を平らにするレベラーが既に当初予算で計上されておりまして、これも国の補助事業ですから、これと同じように連動して早めに当初予算で計上できなかった理由というのは、今課長が言ったように、要するに国の補正予算が12月だということで、遅れたということなのでしょうけれども、具体的に実際にこの補助事業の内容を、何台の機械、どこの法人が購入するかを教えてください。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

今回につきましては、まず法人南玉がトラクター1台とアタッチメント一式、それから法人角渕がコンバイン1台、それから個人の方の経営体がコンバイン1台ということになっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

8番堀越真由子議員。

〔8番 堀越真由子君発言〕

◇8番（堀越真由子君） 25ページ、衛生費の予防接種健康被害救済給付金支給事業についてなのですが、令和7年度に手続するはずが令和8年度まで延びたということで、こういう申請をするのには、書類をそろえるのが本当に難しいとか、手続が煩雑ということが問題になっていて、町も申請手続などを手伝ったり、補助をしているというお話を伺っていたのですが、今回これが申請が延びてしまった理由について教えてください。

◇議長（新井賢次君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

今回申請が遅れたのは、その対象者の方の受診が遅れたということです。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

5番井上景子議員。

〔5番 井上景子君発言〕

◇5番（井上景子君） 27ページの北部公園の管理事業について、こちら工事請負費のほうが変電施設の設計変更により補正がかかったとのことですが、この設計変更が起こった原因と内容について教えてください。

◇議長（新井賢次君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

北部公園につきましては、サッカー場に照明があつたり、また噴水関係のポンプがあつたりということで変電施設が置かれています。その変電施設につきましては、北部公園が平成15年にできたものですから、今現在で23年が経過しているということで、いろんなものが老朽化して改修工事が必要となっております。

その中で、今回変電施設を改修するに当たりまして、その材料関係、個数等、当初予算において業者のほうに数量を確認してもらい、それで当初予算を計上させていただいたのですが、今度発注、起工するに当たりまして設計を行うため、再度詳細な見積りを求めたところ、資材関係、数量が変更になりましたので、今回補正予算で計上させていただいた次第でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 30ページの南中学校費のところなのですけれども、寄附金によって一般経費、教材費ということで5万1,000円、教材用備品購入費として10万5,000円が使われているわけなのですけれども、この寄附をされた方に対して、こういう形で使われましたというような報告はされているのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） その確認については、現在ここだと資料がなくて答えられませんので、後日確認したいと思います。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 丸山智志君発言〕

◇総務課長（丸山智志君） 申し訳ございません。特に報告はしていないということでございます。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） いろいろな形で寄附をいただいているわけなのですけれども、学校教育課に限らずいろいろあると思います。そういった方々に対して、アフターフォローではないのですけれども、皆さんの頂いたお金がこういう形で使われて、大変役に立っていますというようなことをしていただくと、また次回の寄附にもつながるかと思いますので、そういった活動も、もししていないようであれば、ぜひ取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 10 議案第 33 号 工事請負契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 日程第 10、議案第 33 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 33 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町学校施設等個別長寿命化計画に沿い、芝根小学校トイレ改修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、4 者の参加申込みがあり、4 月 20 日に開札をしました結果、五料産業株式会社、代表取締役、土田文月が消費税込み 5,665 万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は学校トイレの洋式化、床や壁、給排水管及び照明等設備を更新するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 1 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 日程第 1 1、議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、文化センター大ホール舞台吊物機構設備改修工事を 4 者の指名競争入札で実施し、4 月 2 3 日に開札した結果、1 者のみの参加であったため、入札不調になりました。そのため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約へ移行し、5 月 1 8 日に開札しました結果、三精工事サービス株式会社、代表取締役副社長東京支店長、忠岡功祐が消費税込み 1 億 9, 8 0 0 万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は開館から 3 2 年が経過し、大ホールで使用している各吊物の設備において各所に劣化が見受けられ、舞台装置の安全性の低下が懸念されているため更新工事を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 2 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 日程第 1 2、議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 8 年 3 月 1 9 日に議会のご議決をいただきました中央分団詰所建設工事について、変更契約を行うものでございます。

変更理由といたしましては、玉村消防署北側の土地を消防署員の駐車場兼訓練用地として平成 2 8 年度に未舗装で整備いたしましたが、その際、署員の訓練に支障が生じないよう、なるべく平たんに仕上げる必要があったため、同時に敷設した側溝自体にも勾配をつけておりませんでした。今回の中央分団詰所建設工事では、当該土地にアスファルト舗装を施しますが、令和 7 年から群馬県で運用が開始となった盛土規制法に準拠するため、既設の側溝に勾配をつけるための工事が必要となったことによるものでございます。これにより、変更増金額は 1 6 0 万 6, 0 0 0 円で、変更後の契約金額は 1 億 3 8 万 6, 0 0 0 円となり、令和 8 年 4 月 2 4 日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 先ほどの説明ですけれども、側溝に傾斜をつけるということなのですが、今現在は平らだということなのですけれども、消防署の裏に何か水路らしきものが東西にあるのですけれども、側溝の下部に傾斜をつけるということなのですか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えいたします。

玉村消防署の現在の敷地と、その北側に先ほど説明がありました砂利の駐車場があるのですけれども、その間に東西にわたりまして敷設されている水路がありまして、そちらが砂利の駐車場と併せて平らになっているということなのです。こちらに傾斜をつけて、西の排水路のほうに流したいということでございます。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 西側に流すということなのですね。そうしますと、上のほうは水平で、水路の流れるところだけ西側に向かって傾斜しているということになるのですか。

◇議長（新井賢次君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤智彦君発言〕

◇環境安全課長（齋藤智彦君） お答えします。

中央分団の詰所につきましては、現状の砂利の駐車場部分と、その北側の新たに農地を取得した部分がございまして、その2つの区画を再編しまして、中央分団の敷地と建物の場所といたしますが、全体として真っ平らにするというわけにもいきませんので、その辺は盛土規制法の範疇で、敷地から上手に水が流れるような形で傾斜をつけながら、先ほど申し上げた水路につきましては西側のほうへ流れるように設計をしております。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 13 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（新井賢次君） 日程第 13、同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

令和 2 年 7 月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております高橋雅之様におかれましては、来月 7 月 17 日に任期が満了となります。高橋様には、長きにわたり町行政にご尽力いただき、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本案につきましては、その後任といたしまして、下新田にお住まいの齋藤富智恵様を選任いたしたく、ご提案させていただくものでございます。

齋藤様におかれましては、これまで会計事務所や税理士事務所に勤務された経験をお持ちで、平成 8 年 12 月に税理士試験に合格した後、平成 11 年 6 月に下新田地内に税理士事務所を開業し、現在活躍中でございます。これまでの実績及び経験から、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考えております。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12 番月田均議員。

〔 1 2 番 月田 均君発言〕

◇ 1 2 番（月田 均君） ではお聞きします。

すみません、勘違いしました。次の質問です。申し訳ない。

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇

○日程第 1 4 同意第 4 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 1 5 同意第 5 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 1 6 同意第 6 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 1 7 同意第 7 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 1 8 同意第 8 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 1 9 同意第 9 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 0 同意第 1 0 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 1 同意第 1 1 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 2 同意第 1 2 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 3 同意第 1 3 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 4 同意第 1 4 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

○日程第 2 5 同意第 1 5 号 玉村町農業委員会の委員の任命について

◇議長（新井賢次君） 日程第 1 4、同意第 4 号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから日程第 2 5、同意第 1 5 号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまでの 1 2 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第１４、同意第４号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから日程第２５、同意第１５号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまでの１２議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 同意第４号 玉村町農業委員会の委員の任命についてから、同意第１５号 玉村町農業委員会の委員の任命についてまで、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現在の農業委員が令和８年７月１４日で任期満了となり、令和８年７月１５日から令和１１年７月１４日までの任用期間３年間の農業委員１２名を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第４号の宮下陽一氏は、行政書士事務所を経営しており、今回候補者の中で利害関係を有しない方であります。

同意第５号の関根文夫氏は、１５年以上にわたり地産地消をモットーに農業に従事しており、温厚で人望のある人格者であると同っております。また、今回候補者の中で利害関係を有しない方であります。

同意第６号の川端孝氏は、農事組合法人玉村町南部の代表理事を務めた経験があり、農業技術及び見識に優れている方であります。

同意第７号の関口章氏は、農事組合法人上陽の代表理事を務めた経験があり、地域農業の担い手として農業振興に寄与している方であります。

同意第８号の笠原千勢氏は、農事組合法人南玉の理事を務めており、また群馬農業委員会女性ネットワークからの推薦も受けており、適任と考えられます。

同意第９号の松浦好一氏は、現在農業委員長であり、またＪＡの理事、農事組合法人角淵の代表理事として、町の農業政策や地域の農業に精通している方であります。

同意第１０号の塚越早苗氏は、現在農業委員を務めており、かつ認定農業者であり、適任と考えられます。

同意第１１号の羽鳥勤氏は、農事組合法人板井の理事を務めており、地域農業の中心として意欲的に農業に取り組んでおります。

同意第１２号の中澤洋佳氏は、農事組合法人上陽の理事を務めた経験があり、長年にわたり地域農業の活性化に取り組んでいる方であります。

同意第１３号の新井正芳氏は、現在農業委員会の副会長であり、地区の農業の中心を担っている方です。

同意第１４号の須永治男氏は、農事組合法人玉村町第一の代表理事を務めており、地域農業の中心

的な役割で活躍をしております。

同意第15号の金子公好氏は、農事組合法人箱石の構成員であり、地域農業の中心として意欲的に農業に取り組んでおります。

以上、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で12議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第14、同意第4号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第15、同意第5号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 農業委員の要件というと、20歳以上の市町村の人で農業に関する識見があるということなのですが、これはどういう人が選ばれているかというと、認定農業者とか、農業専従者とか、あとは学識経験者ということになるのですが、この5号の方は学識経験者とか、そちらのほうになるのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

5号の方につきましては、推薦者が角渕の方々、農家の方から推薦を得ている他薦でございます。

この方につきましては、実際主たる事業が農業ではなく、自家消費分の農業をやっている方でございます。こちらの方は中立の立場の方。法律上、中立の方を1名以上農業委員に置きなさいという法律がございますから、この方につきましては中立の立場の農業委員ということで、今回農業委員の任命者の案として提出させていただいた次第でございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 12番月田均議員。

〔12番 月田 均君発言〕

◇12番（月田 均君） 1名以上ということで該当しているわけですね。さっきの4号について聞いてもいいのか分かりませんが、4号の方も同じように、利害関係のない方ということで判断していいのですか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） おっしゃるとおり、この方につきましても中立の立場の方でございます。行政書士。中立の立場の方が、どういった方がいいかというところを全国農業会議所のQ&Aで、弁護士であったりとか行政書士、司法書士ということで列挙されておりましたので、この方はそのQ&Aにも列挙されている中立の立場の方として適任と考えております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第16、同意第6号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を

求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第17、同意第7号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第18、同意第8号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第19、同意第9号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第20、同意第10号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第21、同意第11号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第22、同意第12号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第２３、同意第１３号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第２４、同意第１４号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第25、同意第15号 玉村町農業委員会の委員の任命について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○散 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会といたします。

なお、明日2日火曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午前 1 0 時 0 3 分散会